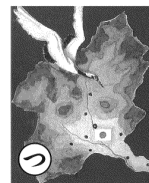




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年8月29日（金） 号 外 （第2号）

目 次

公 告

○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（文化振興課）

ページ

2

■ 公 告

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年8月29日

群馬県知事 山 本 一 太

1 調達内容

(1) 調達件名 「温泉文化」啓発映像（アニメーション）制作業務

(2) 調達内容 企画提案要領による。

(3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 参加資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

(2) 破産宣告を受けて復権していない者でないこと。

(3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。

(6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県地域創生部文化振興課温泉文化係 電話027-226-3748 電子メールbunshinka@pref.gunma.lg.jp

(2) 企画提案要領等の交付 令和7年8月29日（金）から同年9月24日（水）までの毎日、群馬県ホームページ上に掲載する。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出期限 令和7年9月12日（金）午後5時必着。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 電子メールにより提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和7年9月24日（水）午後5時必着。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 電子メールにより提出すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書の作成の要否 要

（4）その他 詳細は、企画提案要領による。

5 Summary

（1）Contract content: "ONSEN Culture" educational video (animation) production

（2）Period of contract: From the day of commencement through 31 March 2026

（3）Deadline to submit application documentation by Email: 12 September 2025, 5:00 p.m.

（4）Deadline to submit proposal documentation by Email: 24 September 2025, 5:00 p.m.

（5）Proposal submission contact information: Cultural Promotion Division, Department of Regional Innovation, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, Japan 371-8570 (TEL 027-226-3748 Japanese language only), Email address: bunshinka@pref.gunma.lg.jp